

# 消費者の窓

第41号



## 「消費者ホットライン」

局番なしの <sup>いやや</sup> ☎188 泣き寝入り  
・越前市消費者センター  
(☎22-3773)  
・相談日時  
平日：午前8時半～午後5時

4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳になると成人として扱われるため、自分の責任で契約できるようになります。契約を結ぶ際には、必ず事前に契約内容を確認しましょう。

## SNSをきっかけとした消費者トラブル



SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引された。するとサイトから「専用のチャット内に入る必要がある」と言われて費用を請求された。その後も「やり取りするにはお金が必要」と言われて合計16万円を支払った。

「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入した。するとサポートプランを勧誘され、合計15万円を銀行口座に振り込んだ。

### アドバイス

- ・SNS上の広告はしっかりと内容を確認しましょう。
- ・SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。
- ・身分証明書の送付や個人情報の書き込みを安易にしないようにしましょう。



## 「フリマアプリ」のトラブルに注意

フリマアプリで「新品で未使用」と紹介されていたブランドTシャツを購入した。しかし、届いたTシャツをみると偽物のようで、ボールペンの落書きがあり新品ではなかった。売主と交渉し、返品に応じてもらえることになったので、郵送したところ、言い掛かりをつけられ返金されなかった。フリマアプリの運営会社にも相談したが、「お客様同士で解決してほしい」と言われた。

### アドバイス

フリマアプリでは、金銭や品物のやりとりは、売主と買主の間に運営会社が入り仲介しますが、基本的に個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。「自己責任」というリスクを認識して慎重に利用しましょう。



出展元：国民生活センター

## 越前市消費者講演会を開催します

- とき 2月26日(土) 午後1時半～3時
- ところ 市民プラザたけふ 4階 多目的ホール  
※武生駅北パーキングを利用する場合は、  
駐車券を持って会場へお越しください。
- 演目 「三面記事」落語で考えま笑!  
～成年年齢引下げを踏まえて～

- 講師 はやおき亭貞九郎 氏 <sup>ていさだくろう</sup>
- 共催 市消費者グループ連絡協議会

消費者グループ連絡協議会による  
“くらしの広場” 同時開催